

## 栃木県地域電源供給拠点整備促進事業【Q&A】

### 1 補助事業の要件について

No.	質問	回答
1	同じ設置場所に2基の急速充電器を設置する場合、2基とも補助対象となるか。	補助要件として、PPAモデルにより太陽光発電設備の導入していることを定めております。PPAの1契約あたり、1の申請とし、急速充電器1基を補助対象とします。
2	既にPPAモデルで太陽光発電設備を導入しているが、新規導入でないと対象とならないか。	補助要件としては、PPAモデルで太陽光発電設備を導入していることを定めているだけで、新設、既設については区分しておりません。
3	既に急速充電器を設置しているが、新たに設置する場合、補助事業の対象となるか。	既存の急速充電器があった場合でも、補助要件を満たしているものであれば、急速充電器の新設は対象となります。 ただし、既存の急速充電器が当該事業を活用している場合を除きます。
4	急速充電器を購入せずにリース契約又はPPAモデルの一部として設置する予定であるが、その場合でも補助金の対象となるか。	急速充電器をリース契約やPPAモデルの一部とする場合も申請は可能です。 リース契約やPPAモデルの場合は、リース会社又は電力会社等が申請者となり、補助金は申請者に支払われます。リースの場合は補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること、PPAモデルの場合は補助金額相当分がサービス料金の低減等により還元されるものでなければなりません。
5	急速充電器を設置する場所の土地の所有者でなくても申請できるか。	借地の場合も申請は可能です。 ただし、交付申請にあたり、土地の利用及び急速充電器の保有義務期間（6年）以上において設置することの許諾を得た上で、承諾書を添付する必要があります。 なお、リースやPPAモデルによる申請の場合にあっては、使用者（契約者）が許諾を得ることが必要となります。
6	急速充電器の利用者に、利用料金を徴してもよいか。	設置場所により異なります。工場、事業場といった利用者が限られる設置場所においては、利用料金を徴することはできません。利用者を限定しない設置場所においては、駐車料金等の県が特に認める料金の徴収は可とします。
7	国の補助金と重複して申請してもよいか。	急速充電器及びその設置工事と重複しない場合に限り、可能です。

## 2 地域電源供給拠点としての電力供給の協力について

No.	質問	回答
1	「栃木県災害時協力車登録制度」の登録車両への電力供給協力は、どのくらいの期間の実施が必要か。	充電設備は法定耐用年数期間満了（設置後6年間）まで保有することと規定しており、その期間中は協力ください。 なお、期間満了後、充電設備を残置する場合、撤去するまでの協力について県と協定を結ぶことは可能です。
2	急速充電器を購入せずにリース契約又はPPAモデルの一部として設置した場合、電力供給協力は誰が行うべきか。	基本的に、急速充電器の使用者（契約者）に協力をお願いすることとなります。リース契約書や電力購入契約書に災害時の協力を規定いただき、申請書の添付書類として、その契約書の写しを提出してください。
3	自身が被災した場合においても、登録車両への電力供給に協力する必要があるか。	登録車両への電力供給の協力については、被災地域や電力の供給先などの状況を鑑み、県が要請することとしています。基本的には自身の電力供給を優先いただいて支障ありません。
4	工場や事業場構内に急速充電器を設置する予定である。災害時の電力供給協力のために、操業（営業）時間外に開放する必要があるか。	補助金交付の際に、地域電源供給拠点の連絡窓口を指定いただきます。電力供給の協力に当たっては、事前に連絡窓口指定のあった担当者に連絡し、対応可能か確認することとなります。
5	地域電源供給拠点の連絡窓口を変更したい場合は、どうすべきか。	連絡窓口については、毎年4月に状況報告書を提出いただきます。年度途中の変更があった場合には、随時、報告をお願いします。
6	急速充電器が故障し、修理など利用できない場合、報告する必要があるか。	急速充電器が利用できない状況が確認できましたら、迅速に連絡いただきますようお願いいたします。復旧後も連絡をお願いします。
7	「栃木県災害時協力車登録制度」の登録車両以外の車両から、充電協力を求められた場合は、対応する必要があるか。	県からは「栃木県災害時協力車登録制度」の登録車両への電力供給のみを要請いたします。